

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和 6 年 5 月 24 日企管第 155500000348 号） （実施期日）</p> <p>第 1 条（略） （経過措置）</p> <p>第 2 条（略） （その他）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>第 4 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 のもの若しくはメニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のもの又は第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5-1 の 10Gb/s のもの又はメニュー 5-2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 7 年 8 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。</p> <p>ただし、その I P 通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。</p> <p>2（略）</p> <p>第 5 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの間に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス若しくは第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その音声利用 I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5-1 の 10Gb/s のもの又はメニュー 5-2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）と解除の通知があった音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス若しくは第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限りま</p>	<p>附 則（令和 6 年 5 月 24 日企管第 155500000348 号） （実施期日）</p> <p>第 1 条（略） （経過措置）</p> <p>第 2 条（略） （その他）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>第 4 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 のもの若しくはメニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のもの又は第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5-1 の 10Gb/s のもの又はメニュー 5-2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 7 年 12 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。</p> <p>ただし、その I P 通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。</p> <p>2（略）</p> <p>第 5 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス若しくは第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その音声利用 I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5-1 の 10Gb/s のもの又はメニュー 5-2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）と解除の通知があった音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス若しくは第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限りま</p>

新旧対照

旧	新
<p>ときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	<p>ときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>
<p>附 則 (令和7年3月28日企営第155500000609号) (実施期日) 第1条 (略) (経過措置) 第2条 (略) 第3条 (略) 第4条 当社は、令和7年4月1日から令和7年5月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知(当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限りします。)と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限りします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年8月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 (その他) 第5条 企営第155500000348号(令和6年5月24日)の附則第4条第1項及び第5条第1項中「令和7年3月31日」を「令和7年5月31日」に、「令和7年6月30日」を「令和7年8月31日」に改めます。</p>	<p>附 則 (令和7年3月28日企営第155500000609号) (実施期日) 第1条 (略) (経過措置) 第2条 (略) 第3条 (略) 第4条 当社は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知(当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限りします。)と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限りします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 (その他) 第5条 企営第155500000348号(令和6年5月24日)の附則第4条第1項及び第5条第1項中「令和7年3月31日」を「令和7年5月31日」に、「令和7年6月30日」を「令和7年8月31日」に改めます。</p>
	<p>附 則 (令和7年5月29日企営第企営155500000660号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、令和7年6月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 第3条 企営第155500000348号(令和6年5月24日)の附則第4条第1項、第5条第1項及び企営第155500000609号(令和7年3月28日)の附則第4条第1項中「令和7年5月31日」を「令和7年9月30日」に、「令和7年8月31日」を「令和7年12月31日」に改めます。</p>